令和２年度用

久慈市教育・保育施設
利用申込みガイド

久慈市福祉事務所　子育て支援課　子育て支援係
〒028-8030　岩手県久慈市川崎町１－１
TEL：0194-52-2169（直通）
FAX：0194-52-2367
久慈市ホームページ（QRコード）
http://www.city.kuji.iwate.jp/index/simin-list/index_simin_14-06.html

― 目 次 ―

１　利用できる教育・保育施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

２　教育・保育給付認定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

３　保育を必要とする事由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

４　教育・保育給付認定の有効期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

５　教育・保育施設利用者負担額（利用料及び副食費）・・・・・・・・・・・ ４

６　利用開始の流れ（４月１日～）【１号認定】 ・・・・・・・・・・・・・ ７

７　利用開始の流れ（４月１日～）【２号・３号認定】 ・・・・・・・・・ ８

８　利用開始の流れ（年度途中）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

９　申込みに必要な書類【２号・３号認定】・・・・・・・・・・・・・・・・10

10　利用調整 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

11　認定変更申請・異動届 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

12　教育・保育施設一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【別紙】久慈市保育施設利用調整指数表・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

【別紙】支給認定申請書兼施設利用申込書記載例（１号認定用） ・・・・・15

【別紙】支給認定申請書兼施設利用申込書記載例（２号・３号認定用） ・・17

1　利用できる教育・保育施設

○　教育・保育施設

区分	概要
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
保育所	就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。

○　対象年齢・利用時間など

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>対象年齢</th><th>基本利用時間</th><th>利用時間（例）</th><th>利用できる保護者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">認定こども園</td><td>教育部分</td><td>3～5歳</td><td>概ね4時間</td><td>9:00～14:00</td><td rowspan="2">制限なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">※　土、日、祝日、長期休園等以外</td></tr>
<tr><td rowspan="2">認定こども園</td><td>保育部分</td><td rowspan="3">0～5歳</td><td>最大11時間
（最大8時間）</td><td>7:00～18:00
(8:30～16:30)</td><td rowspan="3">就労などの事情により家庭で保育のできない保護者</td></tr>
<tr><td colspan="2">保育所</td><td colspan="2">※　日、祝日、年末年始等以外</td></tr>
</table>

※　（　）内は、保育短時間の場合です。

2　教育・保育給付認定について

■　教育・保育施設を利用するには、市から利用のための認定を受ける必要があります。

○　認定区分

区分	年齢	保育を必要とする事由に該当	利用できる施設
1号認定	3～5歳	しない （教育を希望）	認定こども園（教育部分）
2号認定	3～5歳	する	認定こども園（保育部分）、保育所
3号認定	0～2歳		

3　保育を必要とする事由

■　保育を希望する場合の保育認定（２号・３号認定）に当たっては、次の２点が考慮されます。

①　保育を必要とする事由

保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

区分	保育を必要とする事由
就労	１月において、48時間以上労働することを常態とすること。
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと。
疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護又は看護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
就学	就学（職業訓練校など、就労につながる就学を含む）していること。
虐待・ＤＶ	虐待やＤＶのおそれがあること。
育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがおり、引き続き利用することが必要であると認められること。
その他	上記に掲げるもののほか、上記に類するものとして市が認める事由に該当すること。

②　保育の必要量

保育を必要とする事由に応じて区分されます。

区分	利用時間	保育を必要とする事由
保育標準時間	１日11時間まで	・就労（月120時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、災害復旧、就学、虐待・DV
保育短時間	１日８時間まで	・就労（月48時間以上120時間未満）、求職活動、育児休業

※　保育を必要とする事由が「介護・看護」又は「就学」の場合は、保育短時間を選択することもできます。

4　教育・保育給付認定の有効期間

■　認定の有効期間は、基本は３年間（１号・２号認定：小学校就学前まで、３号認定：３歳の誕生日の前々日まで）となりますが、保育を必要とする事由により、次のとおりの有効期間となります。

保育を必要とする事由	有効期間
就労	就労開始日の１ヶ月前から終了日が属する月の末日まで
疾病・障害 **介護・看護** **災害復旧** **虐待・ＤＶ**	効力発生日から終了日が属する月の末日まで
妊娠・出産	効力発生日から出産予定日の８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	効力発生日から保護者の卒業・終了予定日が属する月の末日まで
育児休業	原則として、育児休業の対象となる児童が１歳６ヶ月に達する月の末日まで

5　教育・保育施設利用者負担額（利用料及び副食費）

■　利用者負担額には利用料と副食費があります。

利用料は、２・３号認定子ども（このうち４月１日時点で３歳未満の子）の保護者が負担するもので、保護者（同居の祖父母等が家計の主宰者の場合は祖父母等も含む）の市町村民税の合算額により決定します。久慈市では、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則」によりP6のとおり定めています。（世帯の課税状況等に応じて軽減措置あり。詳しくはP6参照。）

副食費（おかずやおやつ等）は、１・２号認定子ども（２号認定子どもについては、４月１日時点で３歳以上の子）の保護者が負担するもので、金額は利用施設が定めます。（世帯の課税状況等に応じて免除制度あり。詳しくはP5参照。）

※また、上記のほかに、各施設において実費負担分や上乗せ利用料（バス代、給食費など）が必要になります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

●　利用料及び副食費徴収・免除対象の算定方法

⑴　教育・保育施設を利用する子どもの保護者の市町村民税の合算額により決定します。

⑵　４～８月分は令和元年度市町村民税額、９～３月分は令和２年度市町村民税額により算定します。

⑶　上記の市町村民税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、寄付金税額控除及び外国税額控除の適用はありません。

⑷　月途中で利用を開始又は終了した場合

・開始：その月の利用料×利用開始日からの開所日数÷25日

・終了：その月の利用料×利用終了日までの開所日数÷25日

●　利用料の軽減措置及び副食費の免除対象区分

【利用料】

・施設を利用している子どもが世帯で２人以上いる場合、第２子は半額、第３子以降は無料となります。

・世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満の場合、子どもの年齢制限なく第2子は半額、第3子以降は無料となります。

・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第３子以降は、上記にかかわらず無料となります。【久慈市独自の軽減】

・年度途中で３歳になった場合は、誕生日の前日が属する月の翌月から３歳児とみなし、満３歳児の年齢区分を適用します。（国基準では年度終了時まで２歳児の年齢区分が適用されます）【久慈市独自の軽減】

【副食費】

・１号認定子どもについては、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯は免除となります。

・２号認定子どもについては、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満世帯は免除となります。また、ひとり親世帯等は市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯まで免除となります。

・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第３子以降は、上記にかかわらず免除となります。【久慈市独自の軽減】

【参考】令和元年度久慈市特定教育・保育施設
利用料・副食費徴収免除基準表

■　特定教育・保育施設に係る利用料・副食費徴収免除の概要

認定区分	利用料	副食費徴収免除
１号認定（満３歳以上児）	0円	下記免除基準表のとおり
２号認定（３歳以上児）	0円	下記免除基準表のとおり
３号認定（３歳未満児）	P6のとおり	徴収なし

※　２号・３号認定の年齢は４月１日時点です

●　副食費徴収免除基準表（網掛け部分が徴収免除）【令和元年10月以降適用】

認定	階層区分		基準表			ひとり親・障害児（者）がいる世帯		
			多子区分			多子区分		
			第１子	第２子	第３子以降	第１子	第２子	第３子以降
１号認定	1	生活保護世帯						
	2	市町村民税非課税世帯 市町村民税均等割のみ						
	3	市町村民税所得割額が 77,101円未満						
	4	同じく　77,101円以上 211,201円未満	免除なし			免除なし		
	5	同じく211,201円以上						
２号認定	A	生活保護世帯						
	B	市町村民税非課税世帯						
	C1	市町村民税が均等割の 額のみ						
	C2	市町村民税所得割額が 30,500円未満						
	C3	同じく30,500円以上 48,600円未満						
	D1S	同じく48,600円以上 57,700円未満						
	D1	同じく57,700円以上 58,000円未満	免除なし					
	D2	同じく58,000円以上 68,000円未満						
	D3S	同じく68,000円以上 77,101円未満						
	D3	同じく77,101円以上 80,500円未満				免除なし		
	D4	同じく80,500円以上 97,000円未満						
	D5	同じく97,000円以上 107,000円未満						
	D6	同じく107,000円以上 120,000円未満						
	D7	同じく120,000円以上 140,000円未満						
	D8	同じく140,000円以上 169,000円未満						
	D9	同じく169,000円以上 200,000円未満						
	D10	同じく200,000円以上 250,000円未満						
	D11	同じく250,000円以上 301,000円未満						
	D12	同じく301,000円以上 397,000円未満						
	D13	同じく397,000円以上						

※　多子カウント

・世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもでカウントします。【久慈市独自の軽減】

● 利用料基準表【令和元年10月以降適用】

（月額、単位：円）

認定	階層区分		基準表						ひとり親・障害児（者）がいる世帯					
			3歳未満児（4月1日時点）		満3歳児（3歳になった翌月）		多子軽減		3歳未満児（4月1日時点）		満3歳児（3歳になった翌月）		多子軽減	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	国	市	標準時間	短時間	標準時間	短時間	国	市
3号認定	A	生活保護世帯	0	0	0	0			0	0	0	0		
	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0			0	0	0	0		
	C1	市町村民税が均等割の額のみ	13,000	12,800	9,500	9,400	子どもの年齢制限なく第2子半額、第3子以降無料		6,000	5,900	4,250	4,200	子どもの年齢制限なく第2子以降無料	
	C2	市町村民税所得割額が30,500円未満	17,000	16,800	13,000	12,800			8,000	7,900	6,000	5,900		
	C3	同じく30,500円以上48,600円未満	19,000	18,700	16,000	15,800			9,000	8,850	6,000	5,900		
	D1S	同じく48,600円以上57,700円未満	21,500	21,200	18,500	18,200			9,000	8,850	6,000	5,900		
	D1	同じく57,700円以上58,000円未満	21,500	21,200	18,500	18,200	施設を利用している子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子半額、第3子以降無料	世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降無料	9,000	8,850	6,000	5,900		
	D2	同じく58,000円以上68,000円未満	24,000	23,600	21,000	20,700			9,000	8,850	6,000	5,900		
	D3S	同じく68,000円以上77,101円未満	28,700	28,300	25,200	24,800			9,000	8,850	6,000	5,900		
	D3	同じく77,101円以上80,500円未満	28,700	28,300	25,200	24,800			28,700	28,300	25,200	24,800	施設を利用している子どもが世帯に2人以上いる場合、第2子半額、第3子以降無料	世帯で保護者が現に扶養する満18歳までの子どもがいる場合、第3子以降無料
	D4	同じく80,500円以上97,000円未満	30,000	29,500	25,200	24,800			30,000	29,500	25,200	24,800		
	D5	同じく97,000円以上107,000円未満	35,300	34,700	31,800	31,300			35,300	34,700	31,800	31,300		
	D6	同じく107,000円以上120,000円未満	39,500	38,900	35,000	34,500			39,500	38,900	35,000	34,500		
	D7	同じく120,000円以上140,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500			44,500	43,800	35,000	34,500		
	D8	同じく140,000円以上169,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500			44,500	43,800	35,000	34,500		
	D9	同じく169,000円以上200,000円未満	44,500	43,800	35,000	34,500			44,500	43,800	35,000	34,500		
	D10	同じく200,000円以上250,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500			47,000	46,300	35,000	34,500		
	D11	同じく250,000円以上301,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500			47,000	46,300	35,000	34,500		
	D12	同じく301,000円以上397,000円未満	47,000	46,300	35,000	34,500			47,000	46,300	35,000	34,500		
	D13	同じく397,000円以上	47,000	46,300	35,000	34,500			47,000	46,300	35,000	34,500		

● 納付について

- 利用料は、各月末日が納期限です。期限内の納付をお願いします。
- 副食費は、利用施設ごとに納期限が異なりますので施設へご確認ください。
- 利用料等が未納になった場合は、地方税と同様に滞納処分（給与等の差し押さえなど）をすることがあります。お支払い忘れのないようにご注意ください。

6　利用開始の流れ（4月1日～）【1号認定】

願書提出	・入園を希望する園に願書を提出します。 ・募集要項や願書の提出については、各園にお問合わせください。
↓	
入園内定	・園から入園内定を受けます。
↓	
認定申請	・内定を受けた方に、園を通じて支給認定申請書を配布します。 ・支給認定申請書は園に提出してください。
↓	
認定	・2月上旬頃に、園を通じて支給認定証を送付します。
↓	
入園手続	・利用する園で手続きを行います。
↓	
利用開始	・4月1日から利用開始となります。 ・利用料は4月中旬頃に決定し、園からお知らせします。

7　利用開始の流れ（4月1日～）【2号・3号認定】

申込書提出	・書類配布：11月15日（金）開始（各施設又は子育て支援課） ・受付期間：【第１次】12月２日（月）～20日（金） ・提 出 先：第１利用希望施設又は子育て支援課 ※　12月21日以降は、子育て支援課に提出してください。
書類審査	・提出された書類に不備がないか審査し、必要に応じてご連絡します。 ・提出書類が整わない場合は、利用調整が遅れることがあります。
利用調整	・市の利用調整基準に基づき、利用調整を行います。（P11参照） ・申込みが多数の場合は、保育の必要性の高い順に利用調整します。
利用決定	・利用決定：【第１次】１月31日（金）予定 ・利用決定後、順次、施設を通じて支給認定証と利用承諾書を送付します。 ・認定却下又は利用保留になった場合は、個別に通知書を送付します。
利用開始	・４月１日から利用開始となります。 ・利用料は４月中旬頃に決定し、施設を通じて利用料決定通知書を送付します。

○　スケジュール

利用調整	申込書提出期限	利用決定日（予定）
第1次	令和元年12月20日（金）	令和2年1月31日（金）
第2次	令和2年1月31日（金）	令和2年2月14日（金）
第3次	令和2年2月28日（金）	令和2年3月6日（金）
第4次	令和2年3月6日（金）	令和2年3月13日（金）
第5次	令和2年3月13日（金）	令和2年3月19日（木）
第6次	令和2年3月19日（木）	令和2年3月27日（金）
第7次	令和2年3月27日（金）	令和2年3月31日（火）
第8次	令和2年3月31日（火）	令和2年3月31日（火）

8　利用開始の流れ（年度途中）

【1号認定】

■　4月1日利用開始の流れと同じく、園に入園内定を受けてからの手続きとなります。

【2号・3号認定】

申込書提出 **書類審査**	・書類配布：各施設又は子育て支援課で配布しています。 ・受付期間：随時（ただし、利用開始月の前月の15日までに提出してください。） ・提 出 先：子育て支援課 ・提出書類が整わない場合は、利用調整が遅れることがあります。
↓	
利用調整	・市の利用調整指数表に基づき、各施設と利用調整を行います。（P11参照） ・申込みが多数の場合は、保育の必要性の高い順に利用調整します。
↓	
利用決定	・利用決定：毎月20日 ・利用決定後、施設を通じて支給認定証・利用承諾書・利用料決定通知書を送付します。 ・認定却下又は利用保留になった場合は、個別に通知書を送付します。
↓	
利用開始	・利用開始となります。

9　申込みに必要な書類【2号・3号認定】

■［◎］は、久慈市指定の様式です。市のホームページからダウンロードできます。

必ず必要な書類										
①　支給認定申請書兼施設利用申込書兼現況届［◎］										
②　児童状況票［◎］（新規利用申込者・転園希望者のみ必要です。）										
③　保育の必要性が確認できる書類（下表を参考にしてください。父母ともに必要です。）										
必要書類＼保護者の状況	就労	妊娠・出産	疾病	障害 ※3	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	虐待・DV	育児休業
就労証明書［◎］	○									
母子手帳のコピー（表紙と出産予定日の部分）		○								
診断書［◎］等			○							
なし（支給認定申請書に記載→市で確認します）				△						
介護（看護）状況申告書［◎］、介護（看護）を受ける方の確認書類（※1）					○					
罹災証明書等（公的機関から発行されたもの）						○				
求職活動状況申告書［◎］、あればハローワークカードのコピー（※2）							○			
在学証明書等								○		
公的機関から発行された証明書等									○	
就労証明書［◎］又は辞令書のコピー										○

状況に応じて必要な書類	
同居する親族に障害等の方がいる	なし（支給認定申請書に記載→市で確認します）
同居する65歳未満の祖父母が保育できない	社保の保険証のコピー又は就労証明書等

※1　要介護認定証のコピー、診断書［◎］等です。

※2　ハローワークカードのコピーの有無で、利用調整の指数が変わります。

※3　身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある方です。（世帯の所得階層により、利用料が軽減される場合があります。）

なお、利用する子ども本人が上記の障害等を有する場合は、その状態を確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳等のコピー）を提出してください。

10　利用調整

■　２号・３号認定のこどもの利用決定に当たっては、保育の必要性が高い順に利用調整を行います。詳しい指数については、久慈市保育施設利用調整指数表（Ｐ14参照）をご覧ください。

①　基準指数

提出書類を基に、利用調整指数表に当てはめて、父母それぞれの指数を合算し、世帯の基準指数とします。保護者の状況が複数に該当する場合、重複して加算することはできません。

②　調整指数

世帯の状況を基に、利用調整指数表に当てはめます。

③　優先順位

同一指数の場合は、基準指数の保護者の状況の類型の順位により決定します。

11　認定変更申請・異動届（利用開始以降の手続き）

No.	事由	必要書類
1	家庭状況が変わった（婚姻・離婚等）	・支給認定変更申請書 ※　利用料等が変更になる場合があります。
2	住所が変わった	・支給認定変更申請書
3	転園したい	・教育・保育施設利用児童異動届、児童状況票
4	休園したい（3ヶ月間限度）	・教育・保育施設利用児童異動届 ※　前月までに提出があれば、利用料は徴収しません。
5	退園したい	・支給認定変更申請書、教育・保育施設利用児童異動届
6	就労した(就労先が変わった)	・支給認定変更申請書、就労証明書か就労状況申告書
7	妊娠した	・支給認定変更申請書、母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
8	育児休業を取得する	・支給認定変更申請書、就労証明書等（辞令書のコピー可）
9	退職した	・支給認定変更申請書（継続利用の場合は、保育の必要性が確認できる書類が必要です。）

※　各申請書の様式は、各施設又は子育て支援課にあります。

※　No.6、7、8、9の場合の手続きは、２号・３号認定の方のみ必要です。

※　提出期限は、毎月15日です。期限までに申請書類等を各施設又は子育て支援課（マイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証等）及び印鑑を持参）へ提出してください。

※　支給認定内容等は、申請書の提出があった月の翌月から変更になります。

12　教育・保育施設一覧

①　公立保育所

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	延長保育	一時預かり	休日保育
小久慈保育園	60	小久慈町21-43	59-3751	7:30～19:00	生後6ヶ月	○	―	―
久喜保育園	30	宇部町20-146-1	54-2510	7:30～18:00	生後6ヶ月	○	―	―

②　私立保育所

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	延長保育	一時預かり	休日保育
久慈保育園	70	中町二丁目25	53-2088	7:20～19:00	生後3ヶ月	○	○	―
久慈湊保育園	60	湊町19-8-1	53-2375	7:00～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
宇部保育園	40	宇部町5-118	56-2102	7:20～18:50	生後3ヶ月	○	○	―
大川目保育園	20	大川目町6-81-24	55-3038	7:00～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
いなり保育園	80	長内町23-27	53-4551	7:00～19:30	生後2ヶ月	○	○	―
小袖保育園	30	宇部町23-37-10	54-2246	7:20～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
畑田保育園	50	寺里27-9-1	55-3550	7:30～19:00	生後3ヶ月	○	○	―
ひばり保育園	70	天神堂32-4-1	53-4487	7:00～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
こだま保育園	20	宇部町18-35	56-2032	7:30～18:00	生後6ヶ月	○	○	―
平山保育園	30	夏井町早坂14-51-9	53-2857	7:20～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
幸町保育園	60	小久慈町36-2-3	53-0380	7:20～19:00	生後2ヶ月	○	○	―
山口保育園	40	大川目町18-22-6	55-2411	7:15～18:45	生後2ヶ月	○	○	―

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	延長保育	一時預かり	休日保育
長内保育園	60	長内町16-74-7	53-2582	7:30～19:00	生後3ヶ月	○	○	○

③ 認定こども園（幼保連携型）

施設名	利用定員	住所	電話番号	開所時間	利用開始年齢	預かり保育 延長保育	一時預かり	休日保育
久慈幼稚園	教育40	本町３丁目11	53-1295	7:00～19:00	満3歳	○	—	—
	保育60				生後3ヶ月	○	○	—
認定こども園かわぬき	教育15	大沢8-10-8	52-0311	7:00～19:00	満3歳	○	—	—
	保育55				生後2ヶ月	○	○	—
くじあさひ認定こども園	教育25	田屋町2-25-3	75-3862	7:00～20:00	満3歳	○	—	—
	保育45				生後3ヶ月	○	○	○
侍浜保育園	教育3	侍浜町外屋敷6-10-4	58-2220	7:00～19:00	満3歳	○	—	—
	保育47				生後3ヶ月	○	○	—
門前保育園	教育12	新中の橋4-11-4	52-4340	7:00～19:30	満3歳	○	—	—
	保育108				生後2ヶ月	○	○	○

・預かり保育：１号認定子どもに対して、基本利用時間（概ね４時間）を超えて早朝や夕方に保育を行うこと。
・延長保育：２・３号認定子どもに対して、基本利用時間（最大８時間又は11時間）を超えて早朝や夕方に保育を行うこと。
・一時預かり：認可保育所等に在籍していない（特定教育・保育給付認定を受けていない）子どもに対して一時的に保育を行うこと。
・休日保育：休日においても保育を行うこと。

※　預かり保育、延長保育、一時預かり、休日保育の詳細は各施設にお問合わせください。
　なお、休日保育については、久慈市から利用承諾を受ける必要があります。利用を希望する際には子育て支援課へお問合せください。

久慈市保育施設利用調整指数表

平成29年４月１日以降適用

◎　基準指数

番号	保護者の状況			指数	保育の必要量
	類型	細則			
1	就労	月20日以上	８時間以上の就労を常態	10	標準時間
			６時間以上８時間未満の就労を常態	9	標準時間
			５時間以上６時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			４時間以上５時間未満の就労を常態	5	短時間
		月16日以上	８時間以上の就労を常態	8	標準時間
			６時間以上８時間未満の就労を常態	7	標・短時間
			５時間以上６時間未満の就労を常態	5	短時間
			４時間以上５時間未満の就労を常態	4	短時間
		月12日以上	８時間以上の就労を常態	7	標・短時間
			６時間以上８時間未満の就労を常態	6	短時間
			５時間以上６時間未満の就労を常態	4	短時間
			４時間以上５時間未満の就労を常態	3	短時間
		その他	月48時間以上の就労を常態	3	短時間
2	妊娠・出産	妊娠中～出産予定日から２ヶ月		8	標準時間
3	疾病・障害	入院	概ね１ヶ月以上の入院	8	標準時間
		居宅内	常時臥床・精神性疾患	8	標準時間
			一般療養（概ね１ヶ月以上の安静加療）	6	短時間
			一般療養（その他）	4	短時間
		身体障害者手帳 精神障害者福祉手帳	１・２級	8	標準時間
			３級	6	短時間
			４級以下	2	短時間
4	介護・看護	居宅内	常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護	9	標準時間
			上記以外の者の常時介護	8	標準時間
		入院	概ね１ヶ月以上の入院付き添い	8	標準時間
		通院・通所	週３日・１日６時間以上の付き添い	6	短時間
		その他		3	短時間
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧活動中		8	標準時間
6	求職活動	ハローワークカードあり		3	短時間
		ハローワークカードなし		1	短時間
7	就学	就学（職業訓練など、就労につながる就学を含む）		8	標準時間
8	虐待・ＤＶ	児童虐待のおそれがあると認められる場合		8	標準時間
		配偶者等の暴力により育児が困難と認められる場合		8	標準時間
9	育児休業	育児休業を取得する方		3	短時間

◎　調整指数（基準指数に加算）

番号	世帯の状況	指数
1	ひとり親家庭	10
2	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	8
3	主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合	5
4	虐待又はＤＶのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	10
5	利用する子どもが障害を有する場合	2
6	育児休業を終了した場合	2
7	兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合	5
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	2
9	利用する子どもが保育士、幼稚園教諭、保育教諭の子どもの場合	2
10	65歳未満の同居する祖父母が保育可能な場合	-2
11	正当な理由なく利用料の滞納がある場合	-5

◎　同一指数の場合の優先順位

順位	類型
1	虐待・ＤＶ
2	災害復旧
3	就労（居宅外）
4	就労（居宅内）
5	妊娠・出産
6	疾病・障害
7	介護・看護
8	就学
9	育児休業
10	求職活動

記載例（１号認定用）

該当する箇所に○してください　新規・継続・転園

子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書兼現況届

久慈市長　様

令和　元　年　12　月　3　日

既に認定を受けている方のみ記入してください

令和２年４月１日時点の年齢です

申請者氏名　教育　太郎　印

	支給認定証番号	フリガナ / 氏名	生年月日	性別	障害等（※１）の有無	保育の希望
申請児童	123	キョウイク　ハルコ / 教育　春子	平成・令和　28　年　3　月　3　日（４月１日時点の年齢　4　歳）	男・女	有・無	有・無
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				

保護者	住所	久慈市 川崎町１－１　カワサキアパート１号	連絡先（優先○）	自宅　0194 － 52 － 1111
				父　090 － 0123 － 4567
				母　090 － 1234 － 5678
				母会社　0194 － 53 － 2222
	平成31年１月１日時点の住民登録地		久慈市・久慈市以外（岩手県盛岡市）	
	令和２年１月１日時点の住民登録地		久慈市・久慈市以外（　　）	

※１　障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

18歳以上の世帯員全員の承諾印が必要です

１　世帯の状況

市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに決定した利用者負担額を、特定教育・保育施設に対して提示することについて承諾します（18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。）。

	続柄	フリガナ / 氏名	生年月日	性別	勤務先・学校等	承諾印	同居	生計	障害等	第何子	備考
児童の世帯員（※２）	父	キョウイク　タロウ / 教育　太郎	昭・平　55　年　5　月　5　日	男・女	㈱○○○○	教育 印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
	母	キョウイク　ハナコ / 教育　花子	昭・平　56　年　6　月　6　日	男・女	㈱○○○○	教育 印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3									
	兄	キョウイク　イチロウ / 教育　一郎	大・昭・平・令　19　年　7　月　7　日	男・女	○○小学校	印	同・別	一・別	有・無	1	
		個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4									
	姉	キョウイク　アキコ / 教育　秋子	大・昭・平・令　26　年　10　月　10　日	男・女	○○幼稚園	印	同・別	一・別	有・無	2	
		個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5									
	祖母	キョウイク　ナツコ / 教育　夏子	大・昭・平・令　33　年　8　月　8　日	男・女	農業	教育 印	同・別	一・別	有・無		障害者手帳４級
		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6									
			大・昭・平・令　年　月　日	男・女		印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号									
			大・昭・平・令　年　月　日	男・女		印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号									

記入漏れがないように注意してください

生活保護の適用の有無	有（平・令　年　月　日開始）・無	ひとり親家庭の該当	有・無

※２　①　申請児童のほかに同居する子及び同居する申請児童の祖父母を記入してください。
②　①のほかに同居する障害等の方がいれば記入してください。
③　別居であっても、生計が一である子（仕送りをしている高校生や大学生等）がいれば記入してください。

2　利用希望期間・施設名

期間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
曜日／時間	月 曜日 ～ 金 曜日 ／ 9 時 00 分 ～ 14 時 00 分
施設名	第１希望　〇〇幼稚園　（希望理由）
	第２希望　（希望理由）
	第３希望　（希望理由）
	その他の希望

入園内定のあった施設名を記入してください

3　保育を必要とする事由

保護者1	記入不要です
保護者2	

4　家計の主宰者の状況

1	申請児童世帯の家計の主宰者（経済的、物質的に家計の中心者。同居・別居を問わない。）はどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（　　）
2	申請児童を税法上の扶養にしているのはどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（　　）
3	申請児童を健康保険（国民健康保険、社会保険など）の扶養にしているのはどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（　　）
4	申請児童世帯の最多収入・最多納税者はどなたですか	保護者 ・ 保護者以外（　　）

記載例（2号・3号認定用）

該当する箇所に○してください　　新規　継続　転園

子どものための教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書兼現況届

久慈市長　様

令和　元　年　12　月　3　日

既に認定を受けている方のみ記入してください

令和2年4月1日時点の年齢です

申請者氏名　保育　太郎　印　保育

	支給認定証番号	フリガナ 氏名	生年月日	性別	障害等（※1）の有無	保育の希望
申請児童	123	ホイク　ハルコ 保育　春子	（平成）令和　28　年　3　月　3　日 （4月1日時点の年齢　4　歳）	男・（女）	有・（無）	（有）・無
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1				

保護者	住所	連絡先（優先○）	自宅	0194 － 52 － 1111
	久慈市 川崎町1－1　カワサキアパート1号		父	090 － 0123 － 4567
			（母）	090 － 1234 － 5678
			母会社	0194 － 53 － 2222
	平成31年1月1日時点の住民登録地	久慈市　久慈市以外（岩手県盛岡市）		
	令和2年1月1日時点の住民登録地	（久慈市）　久慈市以外（　　）		

※1　障害等とは、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の受給がある場合をいいます。

18歳以上の世帯員全員の承諾印が必要です

1　世帯の状況

市が教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報及び世帯情報を閲覧すること並びに決定した利用者負担額を、特定教育・保育施設に対して提示することについて承諾します（18歳以上の世帯員それぞれの承諾が必要となります。）。

	続柄	フリガナ 氏名	生年月日	性別	勤務先・学校等	承諾印	同居	生計	障害等	第何子	備考
児童の世帯員（※2）	父	ホイク　タロウ 保育　太郎 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	（昭）・平 55 年 5 月 5 日	男・女	㈱○○○○	保育 印	同・別	一・別	有・（無）		
	母	ホイク　ハナコ 保育　花子 個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	（昭）・平 56 年 6 月 6 日	男・女	㈱○○○○	保育 印	同・別	一・別	有・（無）		
	兄	ホイク　イチロウ 保育　一郎 個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	大・昭・（平）・令 19 年 7 月 7 日	男・女	○○小学校	印	同・別	一・別	有・（無）	1	
	姉	ホイク　アキコ 保育　秋子 個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	大・昭・（平）・令 26 年 10 月 10 日	男・女	○○保育園	印	同・別	一・別	有・（無）	2	
	祖母	ホイク　ナツコ 保育　夏子 個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	大・（昭）・平・令 33 年 8 月 8 日	男・女	農業	保育 印	同・別	一・別	（有）・無		障害者手帳4級
			大・昭・平・令 年　月　日	男・女		印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号									
			大・昭・平・令 年　月　日	男・女		印	同・別	一・別	有・無		
		個人番号									

記入漏れがないように注意してください

生活保護の適用の有無	有（平・令　年　月　日開始）（無）	ひとり親家庭の該当	有　・　（無）

※2　①　申請児童のほかに同居する子及び同居する申請児童の祖父母を記入してください。
②　①のほかに同居する障害等の方がいれば記入してください。
③　別居であっても、生計が一である子（仕送りをしている高校生や大学生等）がいれば記入してください。

2　利用希望期間・施設名

期間	令和 2 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
曜日／時間	月 曜日 ～ 金 曜日 ／ 7 時 30 分 ～ 18 時 30 分
施設名	第１希望　○○保育園　（希望理由）自宅から近いため
	第２希望　△△保育園　（希望理由）職場に近いため
	第３希望　□□保育園　（希望理由）通勤途中にあるため
	その他の希望

3　保育を必要とする事由

保護者1	続柄	父	☑ 就労	勤務日数	(月)・週 25 日勤務	就労時間（休憩含む） (月)・週 225 時間
				勤務時間	定時 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分	
				通勤時間	往復 時間 30 分	
			☐ 妊娠・出産（出産予定日：令和 年 月 日）		☐ 災害復旧	
			☐ 疾病・障害（病名等： ）		☐ 求職活動	
			☐ 介護・看護（対象者： ）		☐ 就学（学校名： ）	
			☐ 育児休業　（終了年月日：令和 年 月 日）		☐ その他（ ）	
保護者2	続柄	母	☑ 就労	勤務日数	(月)・週 20 日勤務	就労時間（休憩含む） (月)・週 140 時間
				勤務時間	定時 9 時 00 分 ～ 16 時 00 分	
				通勤時間	往復 時間 15 分	
			☐ 妊娠・出産（出産予定日：令和 年 月 日）		☐ 災害復旧	
			☐ 疾病・障害（病名等： ）		☐ 求職活動	
			☐ 介護・看護（対象者： ）		☐ 就学（学校名： ）	
			☐ 育児休業　（終了年月日：令和 年 月 日）		☐ その他（ ）	

4　家計の主宰者の状況

1	申請児童世帯の家計の主宰者（経済的、物質的に家計の中心者。同居・別居を問わない。）はどなたですか	保護者・保護者以外（ ）
2	申請児童を税法上の扶養にしているのはどなたですか	保護者・保護者以外（ ）
3	申請児童を健康保険（国民健康保険、社会保険など）の扶養にしているのはどなたですか	保護者・保護者以外（ ）
4	申請児童世帯の最多収入・最多納税者はどなたですか	保護者・保護者以外（ ）

【参考】利用子どもの１人当たりの経費（平成30年度）
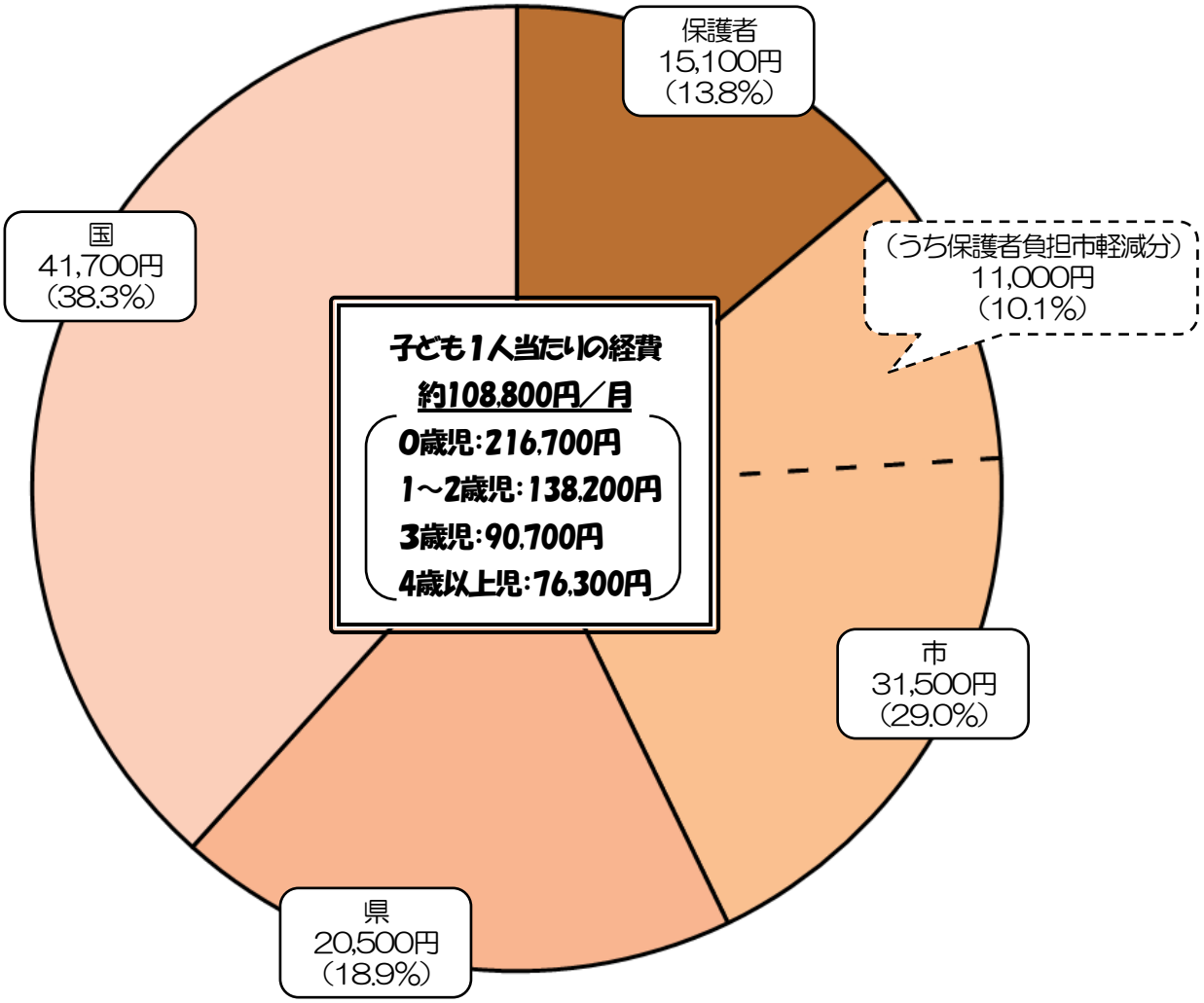
久慈市の場合、利用子ども１人当たりに月約108,800円の経費が必要となっています。そのうち、保護者負担は月約15,100円となり、残りの経費を国と県、久慈市が負担しています。